

川崎市告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の再開及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の再開を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和 7年 8月 22日

川崎市長 福田 紀彦

令和7年度 指定介護機関 (通所介護) の部

再開

指定番号	休 止 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	介護保険事業者番号
川ー51200	R7.2.1	パナソニックエイジフリー株式会社 大阪府門真市門真1048 パナソニック エイジフリーケアセンターなかほら・デイサービス 中原区上平間1386-1 第2ヤマサンビル 1F・2F	1475201560

令和7年度 指定介護機関 (通所型サービス(独自/定率)) の部 再開

指定番号	休 止 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	介護保険事業者番号
川ー51200	R7.2.1	パナソニックエイジフリー株式会社 大阪府門真市門真1048 パナソニック エイジフリーケアセンターなかほら・デイサービス 中原区上平間1386-1 第2ヤマサンビル 1F・2F	1475201560